

大阪府PCB廃棄物処理計画検討委員会（第3回） 議事要旨

1 開催日時 平成15年12月25日（木） 午後2時～3時30分

2 開催場所 大阪府立女性総合センター 5階「大会議室2」

3 出席者 宮南委員長、浦邊委員、相馬委員、中野委員、前田委員

4 議 事

- (1) あいさつ 環境指導室産業廃棄物指導課 小谷課長
- (2) 大阪府PCB廃棄物処理計画（素案）について ……別添資料
- (3) その他

5 概 要

- (2) については、各章ごとに事務局より資料に基づき説明する。

【主な意見及び質疑応答等】

(2) 大阪府PCB廃棄物処理計画（素案）について

<第1章>

Q1 : PCB廃棄物の移動に対する指導要領は、大阪府のものか。

事務局： 大阪府が作成し府内4行政も準じている。基本的に移動はできる限り避けることを指導し、やむを得ない場合は要領に基づき緊急時の連絡先等も記載した移動計画を事前に提出させている。

<第2章>

Q2 : 電路とはどういう意味か。

事務局： 既に使われている状態をいい、機器として使用中であることを電路として使用という。

<第3章>

Q3 : (3) PCB処理事業の環境保全対策及び情報公開の“情報公開”において「大阪府等は環境事業団に対し……努めるよう働きかけます。」の文章は、大阪府等が情報全般を一元的に管理・集約するように受け取れ非常に分かりにくい。

事務局： 一元的に管理・集約するのは環境事業団であり、その環境事業団に大阪府等が働きかけることを表現している。再考する。

Q4 : 第2節2の“低圧機器等PCB汚染物の処理施設”において「処理体制が未整備であり」とされているが、続けて大阪府はどのようにしていくのかということに記載する必要があると思うが如何に。

事務局： 第4章で適正保管について記載しているが、不十分であれば検討する。

〈第4章〉

Q5 : 底質のPCBも計画に含むのか。

事務局： 重要な問題であると認識しているが、法律上PCB廃棄物には底質のものは除かれているので、この処理計画には取り上げていない。

Q6 : 第3節の不適正処理未然防止のための抜本的対策の確立で、国に要望しても難しいのではないかと、基金を優先的に使用するという事も考えているのか。

事務局： お金のこともあるが、法律制度の“譲渡の禁止”をどの程度まで厳格に運用するのかという問題もある。どちらも解決しなければならないことだと思っている。

Q7 : 処理計画としては、いささか具体性に乏しい。基本方針のように見えるが、府として計画という名目でこの程度の抽象性で良いと考えているのか。

事務局： これは、あくまで法律による計画と位置付けられており、最大限努力をした結果であるということをご理解いただきたい。

〈参考資料〉

Q8 : 資料4で環境事業団が受け入れる可能性のあるものはどれか。

事務局： 高圧トランス、高圧コンデンサ、廃PCB及びPCBを含む廃油であり、その他の機器の大型機器も該当する。

Q9 : 環境事業団の処理方式は水熱酸化或いは還元熱化学になるが、これら方式はPCB汚染物や処理物の処理も可能であるので、中小企業等であれば受け入れる可能性はあるのか。

事務局： この施設ではPCB汚染物などを処理することを考えていないと環境事業団から聞いている。

Q10 : 資料4に大阪市の保管量を記載しないのか。

事務局： 大阪市は独自に処理計画を策定しており、ここに大阪市分を載せることは誤解を招くので省いた。

〈その他〉

- この委員会での委員の意見を踏まえ事務局で修正した素案を、委員会を代表して宮南委員長が了承した後パブリックコメントすることの了承を委員に諮ったところ、委員長に一任された。

(3) その他

- パブリックコメントを経た次回の委員会の開催予定日は、委員長と事務局で調整の上決める。